

令和6年第7回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和6年7月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 令和6年7月10日(水) 午後3時45分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	武田 治紀	竹内 功次
赤木 謙介	長代 悦和	大月 泉	高谷 幹晴	藤井 久美

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 岡中 芳浩 主任 吉川 剛史 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

12番委員 13番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第29号 農業振興地域整備計画の変更等について

報告第19号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第20号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和6年第7回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名、そして農地利用最適化推進委員が10名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようになしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、12番委員、13番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしく願いいたします。

【議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第26号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主任) 【議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】
27番については、取下げとなっております。

【受付番号13番】

(農地担当) 今回、13番の件につきまして、先月総会で許可保留となっております。この度、申請人から営農状況等について聞き取り調査を行うために今回の総会にお呼びしております。申請人に入室していただく前に、地元委員から現在の状況等について説明をお願いいたします。

(2番委員) この申請地ですが、渡人が管理出来なくなり、受人がたまに草を刈っていました。南北に長い農地で北側は果樹を植えており、南側はバラスを入れて駐車場のようになっていました。この部分に真砂土などを入れないと耕作は出来ないと伝えたと、申請人はそこまでは考えていないとのことで、草刈等の管理と北側に果実を作付けするくらいなら出来るだろうという事でした。

(農地担当) 前回総会では、受人の営農状況の確認に関して、現在所有している農地の営農状況が確認できないという事で保留となりました。皆さんのお手元に現在所有している農地の状況写真がありますが、草木が生えたりしており、作付けが出来ていない状況です。申請人の入室前に皆さんから質問がありましたらお願いします。ポイントとしては、取得する農地の利用計画と現在所有している農地の耕作、管理の予定はどうかということだと思います。

(農地担当) 質問がないようでしたら、入室してもらってください。

【申請人入室】 午後1時40分

(農地担当) 今回、農地を取得するにあたり、お話を伺うためにお呼びしました。この総会は議事録の作成の都合上、録音しておりますのでご了承ください。それでは、現在所有している農地の営農状況と今までの営農経験をふまえて自己紹介をお願いします。

(申請人) 現在、東阿曾で田を2筆借りております。始めたのは5年か6年ほど前です。その時は農業経験がありませんでしたが、近所に農業をされている方がいたので、色々教えてもらいながらやっておりました。農機具を一式購入して最初の3年間は耕作をして収穫をしましたが、ここ2年間は放置をしています。理由としては、仕事の関係でおろそかになったと

いう事もあります。急に貸主と連絡が取れなくなりました。3年前、水が抜けて田んぼがなかなか思うようにできなかったため、貸主と交渉して改良をしたいと思います。連絡が取れず、それが出来ない状態で放置している状態です。当初は真剣に耕作するつもりで始めましたが、うまくいかず田んぼをお返しするという選択肢も持ちながらずるずる今に至っているという状況です。

(農地担当) 現住所は長良ですが、お住まいは取得する農地の近くに住んでいるのですか。

(申請人) そこは、所有していますが貸しています。現在の住まいは長良です。

(農地担当) 今回取得しようとする農地の作付け予定について教えてください。

(申請人) 奥の方に柑橘類を植えて、手前はそこに来るための駐車スペースとして考えています。

(農地担当) 委員の皆様からご質問をいただければと思います。

(1番委員) 現在所有している農地を確認しましたが、放置されている状態ですね。

(申請人) ほぼ放置とみられても仕方のない状況です。最初は無農薬でやってみましたが、草の状況がすごくて難しかったです。一昨年にも収穫をしましたが、半分くらいが草の状態でした。その時は無理矢理、収穫しましたが、乾燥してもらう方にもご迷惑を掛けてしまいました。

(1番委員) 農地を取得する前の農業経験は、ありましたか。

(申請人) 農地を取得する前に、農業をやっている方のお手伝いを2、3年間やっていました。

(1番委員) 今後のことですが、借りている農地が2筆ありますが、今後の予定はどうされるのですか。

(申請人) 耕作をするのであれば、水はけの問題を解消したいです。所有者と連絡が取れば、そのような処置をしていいか確認して、水はけ問題が解消できるならやりたいです。今のままやっても同じようなことになると思います。なかなか毎日管理が出来なく放置してしまうので、水はけ問題が解消してからやりたいと思っています。水をためた時に穴が開いているのか分かりませんが、南側の水路にどんどん抜けてしまう状況です。3年前に、畔塗りをしましたが、最初は良かったけど、期間が経過するにつれて漏れてくるようになりました。

(1番委員) 農機具は、農地の真ん中に建物がありますがそこに収納しているのですか。

(申請人) そうです。

(1番委員) 今回取得しようとする農地ですが、どのくらい果樹を植える予定ですか。

(申請人) 奥側に植えてみようと思っています。この農地について管理するのが難しいと相談受けたのが始まりで、父親が柑橘類を植えてみたいという事で、ちょうどいいかなと思ったところで、まだ具体的な配置は決めていません。

(1番委員) お父さんも一緒に耕作をされるのですか。

(申請人) 一緒にするというほどではありませんが、手伝ってもらうようお願いしています。現在、父親は県外に住んでいますが、いずれ同居する予定です。

- (1 番委員) 会社員という事ですが、兼業農家ですか。
- (申請人) メインは会社員です。農業での収入はほぼありません。
- (3 番委員) 借りている農地のことは分かりましたが、現在所有している農地の利用状況と今後の予定について教えてください。
- (申請人) 倉庫が建っている農地は、倉庫を修理して使いたいという事で購入しました。火事が起きた後に購入したので、倉庫の清掃をして片づけました。倉庫部分を修理しようとしたのですが、筆の形が農地と宅地の部分がいびつな形になっており、修正しようとしたところ、そこが農振区域に入っていて農振除外などの手続きが難しいとの事でしたので、進んでなく放置している状態です。
- (3 番委員) 少し南にある農地について、利用状況と今後の予定はどうですか。
- (申請人) 私が近隣に農地を持っていたので、ここの農地も管理してくださいという事で取得しました。ここについては、利用が難しく除草シートを敷いていましたが、それが破れてしまって放置してしまっている状態です。今後は、何らかの処置をしなければと思っておりません。
- (農地担当) ほかに何か質問は、ございませんか。
- (8 番委員) 今年の12月、来年の12月に契約が切れる農地がありますが、貸主と連絡が取れないとのことですが、連絡が取れたら継続して作付けするという事ですか。
- (申請人) もし、水はけの改良をやらせてもらって今の状況が解消出来るなら、契約更新の思いがあります。連絡が取れるなら一度、所有者さんとお話がしたいです。
- (7 番委員) 仕事との関係ですが、米作りということですけど、耕作するにあたり時間的には大丈夫ですか。
- (申請人) 水稲栽培は、水の管理さえしっかりしておれば出来るのではないかと考えています。妻や父親にも水管理の手伝いをしてもらいながら出来ると思っておりません。水の抜け問題が解消されたら出来るのではないかと考えています。出来ると思って、農機具も一式揃えて本気でやろうと思いました。
- (7 番委員) 現状では、放置しているという事ですが、この管理について時間的に難しいのでしょうか。
- (申請人) 申し訳ないです。見栄えだけでも良くしようと思って年度末に1回は、刈っております。
- (7 番委員) 水稲栽培でも、日ごろの管理は必要になると思います。今後は、管理をしっかりやっていただく必要はあると思います。
- (農地担当) 事務局から3条許可に関して、関連法令について説明をお願いします。
- (次長) 農地法3条の許可要件に関する条文について説明します。農地法第3条第2項第1号に規定されている内容ですが、所有権などの権利を取得しようとする者は、取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合は、農地法第3条第1項の

許可をすることができない。と規定されております。

(農地担当) 今回取得する農地は、今のこのタイミング有りきですか、それともたまたまこの時期になったという事ですか。

(申請人) たまたま、渡人からお話があつてこの時期になったという事です。

(農地担当) 先ほど、農地法の関係条文、許可要件について読み上げましたが、現状では難しいところがあると思います。農機具も取得されている中、現在所有している農地の耕作状況においての審査となります。今のタイミングで判断すると正直難しいと思います。今回、お話を伺った中では、借りている農地2筆については、地主と連絡が取れてからの話になると思います。あと所有している3筆と合わせて保全管理も含め、営農状況の確認が取れてからの話になった方が良いと思います。そのことも踏まえて皆さんご意見をいただけたらと思います。

(1番委員) 農地の利用に関して言うと、耕作を2年間やっていないということですが、農地法第3条の規定では、所有している農地を全て効率的に利用するというのが条件ですが、その条件を満たすかの判断として、現状どのような形で農業をしていくかがポイントになると思います。先ほど、水の漏れが無くなれば耕作をやっていききたいという話もあったので、今後、その辺りも判断のポイントになるのかと思います。今、借りている農地については、水漏れが解消出来ればやりたいという思いがあるんですね。

(申請人) 所有者との話になると思いますが、排水処理が出来るのであればやりたいです。これ以上農地を広げるつもりはありませんが、米づくりはやりたいと思っています。

(1番委員) 場合によっては、買い取ってやりたいという思いもあるのですか。

(申請人) もし、譲り受けたら、手入れをしてやりたいという思いはあります。

(1番委員) 最初の2、3年間の収穫量はどれくらいあったのですか

(申請人) 標準より少し少ない感じですが、ほぼ標準的な収量はありました。

(1番委員) 現在、管理している農地をどのような形で農地として利用してくかという実績を見た上での判断が適当ではないかと思います。

(大月委員) 今、所有している3筆の農地についても2年間くらい放置しているのですか。

(申請人) はい。耕作していません。

(大月委員) それはなぜですか。

(申請人) 1筆は、除草シートをしていたけど、破れてしまつてそのまま放置している状態です。あとの2筆の農地については、倉庫とその周りを修理したいけど、農振除外や転用が難しいという事で放置している状態です。そこを農地に戻すのは難しいという状態になっています。

(大月委員) その倉庫の周りの農地については、耕作をされていたのですか。

(申請人) 以前、スイカを作りましたが、岩があつたりしてあまり収穫は出来ませんでした。あと、ミカンを植えましたが枯れてしまいました。この農地は、倉庫を建てる時にいろんなもの

を入れたのではないかと考えています。

(大月委員) そこで今後、土地を改良して水稻を作付けすることはできるのですか。

(申請人) そこでは、出来ないと思います。そこに関してはそもそも出来ない土地であるという認識です。倉庫を修理するとともに倉庫の周りは駐車スペースにして倉庫を有効活用するのが、いいとは思いますが、その辺は農振担当と農業委員会とで相談して、うまく農地を利用するということを考えていただけたらなと思っております。

(農地担当) この後、審議に入りますが、現段階での審議となります。先ほども話が出ましたが、今回取得する農地がこのタイミング有りきでないのであれば、一度取り下げるという事も一つの方法ではありますが、審議に進んでくださいという事であれば、この後、審議いたします。先ほどの話にありましたが、農地の有効利用についてですが、作付けはもちろんの事でせめて保全管理、特に倉庫周りの農地の土壌が悪いということですが、農地の保全管理の義務は生じますので、そのことも含めて営農状況の確認をせざるを得ないということもありますので、そのことを踏まえてお考えいただければと思います。

(申請人) 倉庫前の農地は、私が購入した時点で農地に戻すことは難しい状況でした。有効利用するという事に関して、何か保全措置をしやすいようにという転用の方法を考えていただけたら保全措置という事もやりやすくなるのではないかと思います。

(農地担当) 転用は、条件として難しいところがあると思います。今回、取得する農地もそうですが、作付けが出来るように土壌を改良するということが必要ですし、作付けが難しいのであれば、保全管理をしていくことも必要だと思います。

(申請人) 倉庫のある農地に関しては、私が取得した時点で農地でない状態であったし、その農地の周りは宅地であったということで、ここが有効利用できるよという事で相談に乗ってくれるというのは難しいのでしょうか。

(農地担当) 相談というのは転用ということですか。

(申請人) 転用許可が必要という事であれば、そのことについて考えていただくという事です。

(農地担当) そこが農振地区である以上、一般転用というのは難しいです。農振除外の相談もされたということですが、そこは農振の審議会でのお話となります。農業委員会としては、農地としての有効利用を求めることとなります。それで今回、新たに農地を取得するとすると、どうしても現状の農地を見て判断することとなります。

(農地担当) それでは、どういたしましょうか。このまま審議へ進みますと現状での判断となります。このタイミングで審議するよりは、営農改善をされてからの方が良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(申請人) では、取り下げることにします。今後、地元委員さんと相談しながらチェックを受けて、現状をどうするか、保全管理などをして、いい状態になったところで確認していただいて、タイミングを見て再度、3条の申請をするということで取下げということですね。

(1番委員) 営農実績を作るということです。

(申請人) そういう事であれば、この件は取り下げます。

(農地担当) 話の中で、地主と連絡が取りづらいついことがあったので、事務局から農林課へ連絡して、地主と連絡が取れるようサポートをお願いしたいと思います。

(農地担当) それでは、この件については取下げという事で、終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。

【申請人退出】 午後2時23分

(農地担当) それでは、13番については取下げという事です。

【受付番号21番】

(農地担当) 続きまして21番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件ですが、受人は長年この農地を作付けされておりました。この度、所有権移転という事で申請がありましたが、しっかり管理されており、地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、21番は許可されました。

【受付番号22番】

(農地担当) 続きまして22番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) この案件ですが、弟に贈与するという案件です。詳細は藤井委員からお願いします。

(農地担当) それでは藤井委員、お願いします。

(藤井委員) この案件ですが、受人と渡人の関係は、兄弟の関係です。今までもこの農地については、受人が自分の所有している田んぼの続きとして水稻を作付けしておりました。今後も、水稻を作付けしていくということです。地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

- (農地担当) それでは採決いたします。22番を許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、22番は許可されました。

【受付番号23番】

- (農地担当) 続きまして23番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
(1番委員) この案件ですが、自家消費分の野菜や果樹を作付けするという案件です。詳しくは武田委員からお願いします。
(農地担当) それでは武田委員、お願いします。
(武田委員) 受人は、申請地の近くに家も一緒に購入し、野菜や果樹を作付けしていくということで、地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いします。
(農地担当) 新規就農という事で、受人が井手の方です。最相委員、何かありますでしょうか。
(最相委員) 問題ありません。よろしくお願いします。
(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。23番を許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番】

- (農地担当) 続きまして24番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
(11番委員) この案件ですが、この申請地の近所に住んでいる受人が取得するという案件です。今後は畑として芋などを作付けしていくそうで、農機具も所有していますので、有効活用していただけたと思います。地元としては問題ないと思いますので審議の程よろしく申し上げます。
(農地担当) 竹内委員、補足はありますでしょうか。
(竹内委員) 問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。
(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。24番を許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、24番は許可されました。

【受付番号25番】

(農地担当) 続きまして25番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員) この案件ですが、渡人は県外の方で、もう売却したいということで受人に譲るという案件です。受人は、しっかり農業をされている方ですので、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 赤木委員、補足はありますか。

(赤木委員) 補足はありません。よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、25番は許可されました。

【受付番号26番】

(農地担当) 続きまして26番、北溝手の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、渡人がもう農業が出来なくなり、近所に住む受人にお願いするという事です。受人は、今後は畑として活用していくそうで農機具も所有していますし、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 永野委員、補足はありますか。

(永野委員) 補足することはありません。よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、17番は許可されました。

【受付番号 27 番】

(農地担当) 27 番, 新本の件につきましては, 取下げとなっております。

【受付番号 28 番】

(農地担当) 続きまして 28 番, 宿の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(6 番委員) この案件ですが, 親戚である受人に農地を譲るという案件です。詳細は, 高谷委員から
お願いします。

(農地担当) 高谷委員, お願いします。

(高谷委員) この案件ですが, 受人の父親は, 会社を設立して 4 町ほど水田をやっています。受人で
ある息子も 10 年ほど一緒に耕作を手伝っており, 農業経験はある方です。取得後は, 芋
を作付けする予定で, 農機具も所有していますので地元としては問題ないと思います。審
議の程よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。28 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 28 番は許可されました。

【受付番号 29 番】

(農地担当) 続きまして 29 番, 秦の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(8 番委員) この案件ですが, 受人と渡人は, 先月総会で審議をしていただいた方達です。さらにも
う 1 筆を追加で農地を譲り受けるという事で, 地元としては問題ないと思います。よろし
くご審議ください。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。29 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 29 番は許可されました。

【受付番号30番】

(農地担当) 続きまして30番, 山田の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員) この案件ですが, 空き家と一緒に農地も購入するという案件です。受人はもともと農業に興味がある方で, 農機具については奥さんの父親が所有しており, それを借りて野菜などを耕作する予定です。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしく願います。

(農地担当) 赤木委員, 補足はありますか。

(赤木委員) 補足はありません。よろしく願います。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 30番は許可されました。

【受付番号31番】

(農地担当) 続きまして31番, 山田の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員) この案件ですが, 渡人は高齢で農業が出来ないということで, 親戚関係である受入へ譲り渡すということです。受入は, 市外の方ですが, 休日には実家の山田に帰って今までもこの農地を管理していました。農機具については, 実家の隣の人に借りて, 耕作についても手伝ってくれるという事ですので, 地元としては問題ないと思います。審議の程よろしく願います。

(農地担当) 赤木委員, 補足はありますか。

(赤木委員) 補足はありません。よろしく願います。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。31番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 31番は許可されました。

【受付番号32番, 33番】

- (農地担当) 続きまして32番, 福谷の件につきまして, 33番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) この案件ですが, 農地の交換という案件です。もともと交換して耕作していた農地であり, この度, 現状に合わせるという事で申請がありました。どちらもしっかり管理されていますので問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは, これらの件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 32番, 33番は許可されました。

【議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第27号, 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。
- (主任) 【議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号1番】

- (農地担当) それでは1番, 秦の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (13番委員) これは, すでに農機具倉庫が建っており, 是正案件になります。周辺の状況ですが, 東西南北すべて田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (8番委員) 申請地ですが, こちらは, 畑に倉庫が建っていたということで, 是正案件です。始末書も提出されております。被害防除計画及び現地確認をしたところ, 問題ありませんでしたので, 周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号2番】

(農地担当) それでは、2番、宿の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、農家住宅の申請です。地元としては問題ないと思いますが、詳細は高谷委員からお願いします。

(高谷委員) 申請地ですが、周りはすべて本人の畑です。用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、2番は許可されました。

【受付番号3番】

(農地担当) それでは、3番、上林の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) 申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接

続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、3番は許可されました。

【議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第28号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号17番】

(農地担当) それでは、17番、宿の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が畑、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、宅地化されたエリアで、地元としては問題ないと思いますが、詳細は高谷委員からお願いします。

(高谷委員) 申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と

ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、17番は許可されました。

【受付番号18番】

(農地担当) それでは、18番、井手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、宅地に囲まれたエリアで、最後の1区画です。地元としては問題ないと思いますが、詳細は最相委員からお願いします。

(最相委員) 申請地ですが、周りは宅地に囲まれており最後の区画となる場所で、総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。18番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、18番は許可されました。

【受付番号19番】

(農地担当) それでは、19番、東阿曾の件につきまして、●●委員が関係者となりますので退出をお願いします。

【●●委員 退席】 午後3時5分

- (農地担当) それでは、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が資材置き場、南が田、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが、事業所の資材置き場が不足しており拡大をするという案件です。被害防除計画を確認したところ、擁壁や排水路を設置する計画があるので、周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地ですが、例外許可規定として既存の施設の拡張ということで適用しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。19番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、19番は許可されました。入室してください。

【●●委員 入室】 午後3時9分

【受付番号20番】

- (農地担当) それでは、20番、美袋の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が駐車場、西が神社、南が道路、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) この案件ですが、神社の駐車場ということで申請がありましたが、地元としては問題ないと思います。詳細は大月委員からお願いします。
- (大月委員) 申請地ですが、用水、排水、日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。20番を許可することにご異議ありませんか。

- (委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、20番は許可されました。

【受付番号23番】

- (農地担当) それでは、23番、宿の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
(12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
(6番委員) この案件ですが、宅地化されたエリアで、最後の区画となっております。地元としては問題ないと思いますが、詳細は高谷委員からお願いします。
(高谷委員) 申請地ですが、宅地化されたエリアで、総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。23番を許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番】

- (農地担当) それでは、24番、美袋の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
(12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が畑、北が鉄道です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
(4番委員) この案件ですが、工場の増設という事で申請が出ております。地元としては問題ないと思いますが、詳細は大月委員からお願いします。
(大月委員) 申請地ですが、用水、排水、日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主任) 農地区分ですが、おおむね300メートル以内に、鉄道の駅が存する区域にある農地ということで、第3種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。24番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、24番は許可されました。

【受付番号21番】

- (農地担当) 続きまして21番、秦の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (8番委員) この案件ですが、農家住宅として申請が出ております。被害防除計画及び現地を確認しましたが、周辺営農に支障はないものと思われまふ。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。21番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、21番は許可されました。

【受付番号22番】

- (農地担当) 続きまして22番、岡谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が進入路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) この案件ですが、住宅建築工事をしていく中で、工事用車両の通路が狭いということで、5月総会で一時転用許可を7月31日まで受けておりましたが、引き続き、令和7年5月

31日まで再申請しようとするものです。周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞ審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設があり、かつ上下水道管が埋設され、要件を満たしている道路の沿道の区域にある農地ということで、第3種農地と判断しています。なお、一時転用期間として令和6年8月1日から令和7年5月31日までとしています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、22番は許可されました。

【議案第29号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当) 続きまして、議案第29号、農業振興地域整備計画の変更等について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第29号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読、説明】**

(農地担当) ただ今、事務局より説明がございました農業振興地域整備計画の変更でございます。今回、農振除外に関して3件の意見が出ておりますが、先日、運営委員会で現地調査をしていただいております。現地調査した結果を発表いただければと思います

(7番委員) 7月1日に運営委員で農林課職員と一緒に現地を確認しました。総合的に特に問題はないという結論を出すに至りましたが、山手の2件について、いずれ転用許可申請が出てくると思いますが、排水処理に注意する点があるのではないかとこのころが少し気になったところ。です。

(農地担当) 排水処理について少し気になる点がありますが、特に問題なしということで、原案どおり承認できるだろうということでした。なお今回は、農振除外についての意見です。転用の意見については後日、通常の議題として挙がってくるものとなりますので、その際によりしくお願いします。これらの件で何か質問等ございましたら挙手の上お願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、この議案につきまして、この原案を承認としてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、原案どおり承認いたします。

【報告第19号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第19号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第19号 報告書について朗読】

【報告第20号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第20号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第20号 報告書について朗読】

【報告第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第21号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第21号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 24ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が12件、4条関係が3件、5条関係が8件でございました。農業振興地域整備計画の変更につきましては、原案どおり承認しました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時45分